

## 平成26年度 第2回歯科口腔保健審議会 議事概要

◎ 日時 平成27年1月29日(木) 14時00分から15時30分

◎ 場所 さいたま市役所 議会棟 第6委員会室

◎ 出席者

(委員) 羽鳥委員(会長)、渡辺委員(職務代理)、桑原委員、栗原委員、松本委員、武石委員、堀野委員、丸山委員、船戸委員、野崎委員、岩井中委員、高橋委員、西田委員

(事務局) 大塔保健福祉局長、服部保健部長、志村福祉部長、篠葉保健部次長、菅原保健所次長、高瀬健康増進課長、山西地域保健支援課長、小林浦和区保健センター所長、他

(傍聴人) なし

◎ 欠席者

(委員) 安井委員、萱場委員

◎ 会議資料

(事前配布)

- ・次第
- ・歯科口腔保健審議会委員名簿
- ・資料1 「さいたま市歯科口腔保健推進計画(素案)」に対する意見募集結果
- ・資料2 さいたま市における歯科口腔保健推進計画(案)
- ・資料3 平成27年度の計画推進(案)
- ・資料4 平成26年度地域在宅歯科医療推進体制整備事業について

1 開会

- ・配布資料確認
- ・委員紹介、事務局紹介
- ・事務局より

会議録については、会長一任により承認いただき公開することによろしいか。

【委員】異議なし

## 2 議 事

### (1) さいたま市歯科口腔保健推進計画について

- ・資料1 「さいたま市歯科口腔保健推進計画（素案）」に対する意見募集結果
- ・資料2 さいたま市歯科口腔保健推進計画（案）

○事務局から資料1、資料2に基づき説明

羽鳥会長：ありがとうございます。これにつきまして、委員の皆様のご質問・ご意見を  
お願いいたします。

渡辺委員：かかりつけ歯科医についてですが、これはどのようなデータですか？

事務局：ご質問ありがとうございます。かかりつけ歯科医につきましては、今年度の市  
民意識調査を実施した際、アンケート調査を実施しました。今年度の実施項目  
に急遽入れることが出来ましたので、こちらの調査で取らせていただきました。

羽鳥会長：およそ五千人くらいですか。

事務局：はい。回答数が2, 524人と14ページに載っています。

羽鳥会長：これは毎年行っているのですか。

事務局：毎年ではなく、別の部で行っている調査でしたが、急遽このデータを計画作成  
の時に、お願いして入れていただいたところでございます。

羽鳥会長：これは単発で行っているのですか。それとも何年かおきに？

事務局：できれば定期的に何度かは取らせていただくように交渉をしていきたいと思  
います。

桑原委員：細かいことで申し訳ないですが、他の審議会でも同様でしたが、かかりつけ歯  
科医の前の、定期的に歯科健診を受けている人の割合でのデータですが、ここ  
に実際に成人歯科健診があるわけじゃないですか。その辺のところの兼ね合い  
がここにはない。成人歯科健診の受診率というのは低いと思います。6、7%。  
それに対して、ここの歯科健診が17～20%になってしまうので、現実を出

したほうがよろしいのではないかと思いました。成人健診の受診率を上げると言わなければいけないのではないのでしょうか。

要は、さいたま市が成人歯科健康診査の必須をもっと上げる方向性であれば、現実を出したほうがいいと思いますし、無作為に抽出した何万人か、さいたま市民の全体を見たデータで、市民に対して、歯科健診がこうなっているということをお伝えするならば、見ている場所が違うのだから、どちらを優先するかということではないかと。せっかく今素晴らしい成人健診制度があることで、私たち歯科の立場からしますともっと受診率を上げたいので、その現実を出したほうが目標としていいのではないかと思います。

事務局：桑原委員からのご質問ですが、もともと3ページにあたりますが、この計画自体がさいたま市ヘルスプラン21（第2次）を受けていますので、その上位規格で指標あるいは連続値を把握しているところですので、この計画ではこの指標を使わせていただいているところでございます。委員のご意見につきましては、その辺も踏まえて、今後この計画も状況に合わせてながら見直しを図っていくようにします。現時点ではヘルスプラン21（第2次）を踏まえた計画になっているということでこのようになっております。

羽鳥会長：それでは次に、（2）平成27年度の計画推進（案）についてご説明をお願いします。

#### （2）平成27年度の計画推進（案）について

- ・災害時の歯科保健医療体制について
- ・資料3 平成27年度の計画推進（案）

#### ○事務局から資料3に基づき説明

羽鳥会長：ありがとうございます。ただ今ご説明いただいた、災害時における歯科保健医療の体制ですが、計画の素案を作る時にも、この辺が少し足りないという認識がありまして、その体制を早急に整える必要があると思います。そこで委員の皆さんにご提案ですが、さいたま市歯科口腔保健審議会規則の第5条に「この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。」と定められております。これに基づきまして、下部組織として、昨年6月にも計画策定の過程で作業部会を設置させていただきましたが、またそのような形で具体的な検討をさせていただいたらと思っております。

皆さんいかがでしょう。よろしいですか。

それでは作業部会を行うことで、準備をしていただきたいと思います。

事務局：事務局としては本当にありがたいご提案をいただきました。ちょうど1年前になりますが、2回目の審議会の時と同じことを申し上げるのは誠に心苦しいのですが、作業部会に対する予算措置がございません。無報酬ということになってしまうのですが、よろしいでしょうか。

羽鳥会長：手弁当でご協力をお願いします。

また、作業部会の日につきましては、前回ご協力いただいた方も含めて、ご検討をお願いさせていただきたいと思います。この辺りも含めて皆様のご意見ございましたらお願いします。

丸山委員：歯科衛生士会も、歯科医師と一緒に歯科衛生士も活動していくために、このような災害時の協定を埼玉県と結ぶ形をとりたいということです。衛生士会の島田会長もそう申ししており、そういう形で進めているところです。さいたま市でこういう形ができるのなら、災害時の口腔ケアということで、実際に東日本大震災の時も伺っておりますので、歯科衛生士会も同様にそういう形で体制を整えて協力してまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

羽鳥会長：お願いいたします。ありがとうございます。事務局では、開催する日程等見込みはありますか。

事務局：開催の日程見込みでございますが、平成27年5月末くらいに、出来ましたら一度開催させていただけたらと存じます。それに向けて、ただ今のご意見で、ご協力いただける旨のご発言をいただきましたので、委員の推薦のお願いをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

羽鳥会長：また歯科医師会としましても、災害時に詳しい医療関連・先生等と意見を交えて、こういった検討する機会がないものですから、情報の共有という意味でも重要なと思います。委員の所属する職員、また災害に限らず、医療、歯科保健に関係する方々の積極的な参加をお願いしたいと思います。皆様に我々歯科医療の情報を共有していただきたいと思いますので、ぜひご発言を広くお願いしたいと思います。

それでは次に、地域在宅歯科医療推進体制整備事業について事務局からご説明をお願いします。

## 2. その他

### ・資料4 資料4 地域在宅歯科医療推進体制整備事業について

#### ○事務局から資料4に基づき説明

羽鳥会長：ありがとうございます。これは県のほうから各郡市医師会に下りてきている話でもあります。

栗原委員：まず私から少しお聞きしたいのは、先ほどの災害時の救援体制についてどうするかということです。我々は県の事業としての動きがあるのと、それからさいたま市の動きもあり、連携があまり出来ていないと考えています。例えば今回の歯科医療推進体制の整備事業につきましても、昨年10月の中ごろから、県の歯科医師会から我々郡市歯科医師会へ話が来て、準備を進めているところですが、全県下、さいたま市を除いた郡市というのは、直接県とのつながりがありますが、さいたま市が間に入っているものですから、こういうことを飛び越えてやっていいのか、あるいはさいたま市の中で既にこういった在宅歯科医療についてのものを我々もやっておりますので、それとの峻別というのか、既存のもの、今回のこの通知が来て以降のさいたま市がらみのものと、それと県からのこの推進事業、これらをどのように棲み分けしたらいいのか、我々が今県と折衝している中でも問題を感じているところです。その辺はどういう風に我々が考えた方がいいのか、教えていただきたいと思います。

事務局：埼玉県のほうからこの通知をいただいて、私どもも初めてこの詳しい内容を知ったところです。県の担当部局の意見を伺う中では、まだフロー図というか関係図を作っているところで、一般市と同じようなさいたま市の役割ということまでは伺っているのですが、それ以上のことはまだ伺っていない状況です。

桑原委員：具体的には今は地域包括ケアで、大宮がモデル事業で2年やっていますよね。それを、イメージ的には、区のほうに皆やっていくと考えると、今のこの県下の事業がリンクするのではないかということが私たちの思いなので、その辺を予測した時に、どういう風に私たちは考えた方がいいのでしょうか。答えは出ないかもしれませんが、イメージで良いので、さいたま市のご意向をお伺いしたい。

事務局 : 今、桑原先生もおっしゃいましたが、今回、県の歯科医師会のほうに委託事業で、埼玉県としては県下ですべての市によって郡市歯科医師会と連携して、どちらかという郡市歯科医師会さんに、こういう形でこういう事業を展開してほしいということで、事業は委託されているわけです。それはそれとして、その場合にはさいたま市の中で、いわゆる3市歯科医師会のほうで、それぞれ拠点になっていますから、ここで挙げられている事業は多分やっていただけるようになると思います。それとは別に、今は地域包括ケアシステムを各自治体で整備をしていかなくてはならない。その中に医療と歯科を合わせて考えていく必要があると思いますので、さいたま市版地域包括ケアシステムをどのように構築していくのか。その中で、医療や歯科医療と介護や福祉の連携だとか、併せて障害のある方についても視野に入れています。それで、そういったものも今度はさいたま市の中でどうしていくのかというのをイメージしていき、その上で歯科医師会にご相談に伺うということ考えていくようになるだろうと考えています。

渡辺委員 : 大宮医師会ではモデルケースをやっていますよね。それを各区にさせていくというのは確かなことなのでしょうか。

事務局 : 大宮医師会でモデル事業をやられています。さいたま市として地域包括ケアシステム構築の中で、今やられているものの成果を検証しつつ、他の医師会さんにも、どういうものでやれるかというのを、またお示ししながら地域全体でこういう形でやっていこうというものを作るのが最初です。その上で、地域包括ケアシステムを区ごとというお話がありましたが、基本は日常生活圏域ごとというものが基本ベースにあり、なかなかそういう体制はひきにくいでしょうから、まず区をベースとして、出来れば体制をひきたいということを考えています。しかし、まずは市がモデル事業を検証して、本当に区ごとにそういう体制を組めるのかということきちんと整理した上で、そちらも併せてご相談させていただかなくてはならない。それと併せて歯科の体制も一緒に考えていかざるを得ません。もっと詰めない、具体的にご提案が差し上げられないという状況になっていますので、もう少しお時間をいただければと思います。

羽鳥会長 : その他に何かありますか。

船戸委員 : 今事務局から障害のある方も含めてというお話がありましたので、その部分に期待をしていきたいと思っております。

羽鳥会長：よろしいですか。色々ご意見をありがとうございました。

これで終了いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。本日はご案内の通り、このメンバーでの審議会が最後となります。この場を借りて、保健福祉局長から一言ご挨拶申し上げます。

・局長より挨拶

事務局：それではこれで閉会といたします。委員の皆様ありがとうございました。

以 上